

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0628第1号」により下記の検査項目に
検査方法の追加が通知されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 適用日 令和 元年 7月 1日から適用

■ 検査方法が追加された項目

検査項目	保険点数
25-ヒドロキシビタミンD〔CLIA法又はCLEIA法〕	117点

▼検査方法が追加された項目 詳細内容

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD 〔CLIA法又は CLEIA法〕	117点	生化学的検査 (I)判断料 (※3:144点)	D007 血液化学検査 の30	原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、 CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビ タミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治 療方針の選択時に1回に限り、区分番号「DO 07」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、 KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、 本検査を実施する場合は関連学会が定める実施 方針を遵守すること。